

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年3月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200209 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200079 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 3 月 31 日の標準賞与額を 4 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 3 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 27 年 3 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 3 月 31 日

A 社から賞与が支払われていたが、請求期間に係る賞与の記録がないため、記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された普通預金お取引照合表、複数の同僚から提出された特別賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）及び A 社の事業主から提出された同僚の振込記録から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により推認できる賞与額から、4 万 7,000 円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 3 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200207号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200080号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成31年3月16日は27万9,000円、令和2年3月14日は31万4,000円に訂正することが必要である。

平成31年3月16日及び令和2年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月16日及び令和2年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年3月16日

② 令和2年3月14日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、令和1年及び令和2年給与所得に対する源泉徴収簿、事業所名義の預金通帳及び行事予定表、事業主の回答並びに請求期間①及び②に同社において厚生年金保険の被保険者である社員の陳述により、請求者は、同社から請求期間①は27万9,000円、請求期間②は31万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は27万9,600円、請求期間②は31万4,196円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2万5,528円、請求期間②は2万8,731円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保

険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200208号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200081号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成31年3月16日は27万9,000円、令和2年3月14日は31万4,000円に訂正することが必要である。

平成31年3月16日及び令和2年3月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月16日及び令和2年3月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成31年3月16日

② 令和2年3月14日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、令和1年及び令和2年給与所得に対する源泉徴収簿、事業所名義の預金通帳及び行事予定表、事業主の回答並びに請求期間①及び②に同社において厚生年金保険の被保険者である職員の陳述により、請求者は、同社から請求期間①は27万9,000円、請求期間②は31万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は27万9,600円、請求期間②は31万4,196円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は2万5,528円、請求期間②は2万8,731円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保

険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200206号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200078号

第1 結論

昭和59年7月1日から昭和60年5月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月1日から昭和60年5月1日まで

私は、請求期間にB職としてA社C事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。同事業所には、別の事業所で正社員のB職として勤務していた後輩から、社会保険に加入できるとの説明を受け転職をした。非常勤ではあったが、勤務日数や勤務時間は正社員と同じだったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された勤務証明書及びA社C事業所(以下「C事業所」という。)の記念冊子並びにA社から提出された社員名簿により、請求者は、請求期間において非常勤のB職として同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所としてC事業所を管理するA社は、社員に対する請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、上述の社員名簿には、請求者が育児休業を取得したB職の代替職であった旨記載されているところ、複数の同僚は、代替職であった期間は厚生年金保険に加入できなかった旨回答又は陳述している。

さらに、A社は、請求者への給与の支払及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保管していない上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、A社から健康保険被保険者証の交付を受けた旨主張しているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において健康保険の整理番号は連番になっており欠番はなく、請求者の当該原票は

確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。